

岩手県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和7年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
イオンスーパーセンター一関店薬局	一関市狐禅寺字石ノ瀬11番地1	令和7年2月28日
中村歯科クリニック	奥州市水沢南町6番3号	令和7年7月31日
油井歯科医院	奥州市水沢袋町2番21号	〃
八重樫歯科医院	花巻市東町4番11号	令和7年8月1日
有限会社ひまわり薬局	花巻市石鳥谷町好地第7地割124番地18	〃
つくし薬局土沢店	花巻市東和町土沢8区326番地	令和7年8月7日